第六十九条第二項を次のように改める。

2　第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

第六十九条第三項を削る。

第七十一条第一項中「若しくは認定」の下に「（以下この条及び第七十二条の二第一項において「許可等」という。）」を加え、同項第三号中「詐偽」を「偽り」に、「許可、承認又は認定」を「許可等」に改め、同条第二項中「許可、承認又は認定」を「許可等」に改め、同条第三項中「前二項」を「第四十四条第四項又は前二項」に改める。

第七十二条第二項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に、「場合」を「規定による損失の補償」に改める。

第七十二条の二第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

道路管理者は、この法律（次項に規定する規定を除く。）の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第七十五条第六項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に、「場合」を「規定による損失の補償」に改める。

第九十一条第二項中「第七十二条」の下に「、第七十二条の二（第二項を除く。）」を加え、同条第四項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に改める。

第九十七条第一項第一号中「第四十七条の二第三項」を「第四十四条第五項から第七項まで（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条の二第三項」に、「、第六十九条」を「、第六十九条第一項並びに同条第二項において準用する第四十四条第六項及び第七項」に「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に改める。

第百三条第一号中「又は第九十一条第二項において準用する第三十二条第三項」を「（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　第三十九条の九（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反した者

第百六条第二号中「第七十二条の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第百九条中「又は第二十七条」を「、第二十七条又は第四十八条の十九第二項」に改める。

（道路整備特別措置法の一部改正）

**第二条**　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「若しくは第六項」の下に「、第四十八条の十九第一項」を加える。

第五条第一項第一号及び第三号中「第八条第一項第二十六号」を「第八条第一項第二十六号」に改める。

第八条第一項中第三十八号を第三十九号とし、第三十七号を第三十八号とし、同項第三十六号中「第七十二条の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、同号を同項第三十七号とし、同項中第三十五号を「第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十七」に改め、同号を同項第三十四号とし、同項第三十三号中「第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十七」に改め、同号を同項第三十二号とし、第二十号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　道路法第三十九条の九（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

第八条第二項中「第二十七号、第三十三号又は第三十六号」を「第二十八号、第三十四号又は第三十七号」に、「又は第三十三号」を「又は第三十四号」に、「前項第二十七号」を「前項第二十八号」に改め、同条第三項中「第二十七号、第三十一号若しくは第三十三号」を「第二十八号、第三十二号若しくは第三十四号」に、「第一項第二十七号」を「第一項第三十八号」に改め、同項ただし書中「第三十三号」を「第三十四号」に改め、同条第四項中「第二十号まで、第二十二号から第二十七号まで、第二十九号から第三十一号まで、第二十三号から第二十八号まで、第三十号から第三十二号まで又は第三十四号から第三十八号まで」に、「第九号から第三十七号まで」を「第九号から第三十八号まで」に改め、同条第五項中「第二十六号、第三十一号、第三十二号及び第三十七号」を「第二十七号、第三十二号、第三十三号及び第三十八号」に改め、同条第六項中「第三十一号又は第三十二号」を「第三十二号又は第三十三号」に改め、同条第九項中「第一項第二十三号又は第三十四号」を「第一項第二十四号又は第三十五号」に改める。

第九条第一項第十一号中「前条第一項第二十四号」を「前条第一項第二十五号」に改める。

第十四条中「第六項」の下に「、第四十八条の十九第一項」を加える。

第十七条第一項中第三十五号を第三十六号とし、第三十四号を第三十五号とし、第三十三号を第三十四号とし、同項第三十二号中「第七十二条の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、同号を同項第三十三号とし、同項中第三十一号を第三十二号とし、第三十号を第三十一号とし、同項第二十九号中「第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十七」に改め、同号を同項第三十号とし、同項中第二十八号を第二十九号とし、第十六号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　道路法第三十九条の九（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

第十七条第二項中「第二十三号、第二十七号、第二十九号又は第三十二号」を「第二十四号、第二十八号、第三十号又は第三十三号」に、「前項第九号」を「第十号」に改め、同条第三項中「第八条第一項第二十三号」を「第八条第一項第二十四号」に改め、同項ただし書中「第二十九号」を「第三十号」に改める。

第三十条第一項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第四十八条の二十三」を「第四十八条の二十六」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第四十八条の二十二第一項」を「第四十八条の二十五第一項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第四十八条の二十三第一項」を「第四十八条の二十六第一項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　道路法第四十八条の十七第二項の規定により協議すること。

第三十一条第一項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「第四十八条の二十三」を「第四十八条の二十六」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第四十八条の二十二第一項」を「第四十八条の二十五第一項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第四十八条の二十三第一項」を「第四十八条の二十六第一項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　道路法第四十八条の十七第二項の規定により協議すること。

第三十五条中「第八条第一項第二十三号」を「第八条第一項第二十四号」に、「第十七条第一項第十九号」を「第十七条第一項第二十号」に改める。

第三十六条中「第八条第一項第二十六号又は第十七条第一項第二十七号又は第十七条第一項第二十三号」に改める。

第四十二条第三項中「第八条第一項第二十三号若しくは第十七条第一項第十九号」を「第八条第一項第二十四号若しくは第十七条第一項第二十号」に改める。

第四十四条第三項中「道路法」の下に「第四十四条第五項から第七項まで、」を加え、「、第六十七条及び第六十九条」を「及び第六十七条」に改め、「において」の下に「、同法第四十四条第五項から第七項までの規定中「道路管理者」とあるのは「会社」と、同条第五項中「前項の規定による命令」とあるのは「道路整備特別措置法第四十四条第一項の規定による立入り又は一時使用」と」を加え、「、同法第六十九条中「道路管理者」とあるのは「会社」と、同条第一項中「第六十六条又は前条の規定による処分に因り」とあるのは「道路整備特別措置法第四十四条第一項の規定による立入り又は一時使用により」と」を削る。